

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

西宮市教育委員会

教育長 藤 岡 謙 一

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則（平成 4 年西宮市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「西宮市立学校の」の次に「クラブハウス及び」を加え、第 4 号及び第 5 号を次のように改め、第 6 号を削る。

（4） 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後
児童健全育成事業

（5） その他西宮市の教育施策のための使用

第 4 条第 1 項中「委員会」を「、委員会」に改め、同条第 2 項に次の 2 号を加える。

（3） 地域団体が始業前における児童の見守りを行うための事業を実施するとき。

（4） 前各号に掲げるもののほか、委員会及び校舎長のいずれもが必要と認めるとき。

第 5 条第 1 項中「目的外」の次に「の」を、「西宮市立学校園使用許可申請書」の次に「（以下「許可申請書」という。）」を、「その許可」の次に「（以下「使用許可」という。）」を加え、同条第 3 項中「使用許可」の次に「を行い、」を加え、同条第 5 項中「使用を許可した」を「使用許可を行った」に改める。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(減免の申請)

第5条の2 西宮市学校施設使用料条例（昭和50年西宮市条例第44号）第3条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、前条の許可申請書を提出する際、使用料の減額又は免除に係る申請をしなければならない。

第6条第1項中「前条」を「第5条」に、「使用を許可する」を「使用許可を行う」に改め、同条第2項中「使用を許可した」を「使用許可を行った」に改める。

第6条の2第1項中「施設の使用を許可した」を「使用許可を行った」に改める。

第7条の見出し中「使用許可しない」を「使用許可を行わない」に改め、同条中「使用を許可しない」を「使用許可を行わない」に改める。

第8条第1項中「あたり」を「当たり」に、「かわる」を「代わる」に、「管理者」を「学校管理者」に、「許可書」を「使用許可書」に改め、同条第2項中「あたり」を「当たり」に、同項第1号中「許可書」を「使用許可書」に改め、同項第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項第10号中「その他学校管理者」を「委員会又はその他学校管理者」に改め、同号を同項第9号とする。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

放課後児童健全育成事業及び市の教育施策のための使用等を規則の適用除外とするほか、所要の規定の整備を行うため。

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この規則は、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）の管理に属する学校施設（以下「施設」という。）の目的外の一時使用について必要な事項を定める。 （この規則の適用範囲等） 第2条 この規則は、自治、文化、体育、福祉、レクリエーション、公益その他学校教育を目的としない活動のための会場として施設を一時的に使用する場合に適用する。 2 次の各号に掲げるものについては、この規則を適用しない。 (1) 西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則（昭和50年西宮市教育委員会規則第7号）に基づく学校開放事業 (2) 西宮市立西宮東高等学校のホール、会議室及び学習室兼会議室の使用 (3) 西宮市立学校の<u>クラブハウス及び</u>地域交流室の使用 <u>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業</u> <u>(5) その他西宮市の教育施策のための使用</u> <u>削除</u> 【略】 （使用日及び使用時間） 第4条 施設を使用できる日時は、次のうち、校園長（次条第1項ただし書きに該当する施設にあっては、<u>委員会</u>）が使用を認める日時とする。 (1) 使用日 1月4日から12月28日まで (2) 使用時間 午前9時から午後9時まで 2 次の各号の一に該当するときは、使用できる日時を変更することができる。 (1) 社会体育普及のため、地域団体が、学校の協賛を得て早朝体操を実施するとき。 (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に定める選挙の投票所、開票所又はその両方を設けるととき。	(趣旨) 第1条 この規則は、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）の管理に属する学校施設（以下「施設」という。）の目的外の一時使用について必要な事項を定める。 （この規則の適用範囲等） 第2条 この規則は、自治、文化、体育、福祉、レクリエーション、公益その他学校教育を目的としない活動のための会場として施設を一時的に使用する場合に適用する。 2 次の各号に掲げるものについては、この規則を適用しない。 (1) 西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則（昭和50年西宮市教育委員会規則第7号）に基づく学校開放事業 (2) 西宮市立西宮東高等学校のホール、会議室及び学習室兼会議室の使用 (3) 西宮市立学校の地域交流室の使用 <u>(4) 西宮市立留守家庭児童育成センター条例施行規則（昭和63年西宮市規則第99号）に基づく事業</u> <u>(5) 西宮市放課後キッズルーム事業</u> <u>(6) 幼稚園地域ふれあい事業のうち、市又は西宮市立幼稚園が主催する事業</u> 【略】 （使用日及び使用時間） 第4条 施設を使用できる日時は、次のうち、校園長（次条第1項ただし書きに該当する施設にあっては委員会）が使用を認める日時とする。 (1) 使用日 1月4日から12月28日まで (2) 使用時間 午前9時から午後9時まで 2 次の各号の一に該当するときは、使用できる日時を変更することができる。 (1) 社会体育普及のため、地域団体が、学校の協賛を得て早朝体操を実施するとき。 (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に定める選挙の投票所、開票所又はその両方を設けるととき。

(3) 地域団体が始業前における児童の見守りを行うための事業を実施するとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、委員会及び校園長のいずれもが必要と認めるとき。

(使用許可の申請)

第5条 施設の目的外の一時使用をしようとする者は、校園長の同意を得て、西宮市立学校園使用許可申請書(以下「許可申請書」という。)を委員会に提出し、その許可(以下「使用許可」という。)を得なければならない。許可された事項のうち軽易な事項以外の事項を変更しようとするときも、また同様とする。ただし、休校又は休園により校園長がいない施設については、校園長の同意を要しない。

2 施設の使用について、法令上別に手続きを必要とする場合は、その手続きを経たことを証する書類を添付しなければならない。

3 委員会及び校園長は、使用許可を行い、又は同意を与える際に、管理上その他必要な条件を付することができる。

4 使用許可の申請の受付は、使用しようとする日の属する月の前月の初日から使用しようとする日の5日前までとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

5 委員会は、使用許可を行ったときは、西宮市立学校園使用許可書（以下「使用許可書」という。）を交付する。

(減免の申請)

第5条の2 西宮市学校施設使用料条例（昭和50年西宮市条例第44号）第3条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、前条の許可申請書を提出する際、使用料の減額又は免除に係る申請をしなければならない。

(使用許可及び減免の特例)

第6条 第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該校園長が施設の使用許可を行うことができる。

(1) 学校が共催し、又は協賛して行われる校区内の地域団体の行事

(2) 当該校区内の地域団体が地域振興のために行う活動

2 校園長は、前項の規定により使用許可を行ったときは、委員会に報告をしなければならない。

第6条の2 校園長は、前条第1項の規定により使用許可を行ったときは、その使用料を減

(新規)

(新規)

(使用許可の申請)

第5条 施設の目的外一時使用をしようとする者は、校園長の同意を得て、西宮市立学校園使用許可申請書を委員会に提出し、その許可を得なければならない。許可された事項のうち軽易な事項以外の事項を変更しようとするときも、また同様とする。ただし、休校又は休園により校園長がいない施設については、校園長の同意を要しない。

2 施設の使用について、法令上別に手続きを必要とする場合は、その手続きを経たことを証する書類を添付しなければならない。

3 委員会及び校園長は、使用許可又は同意を与える際に、管理上その他必要な条件を付することができる。

4 使用許可の申請の受付は、使用しようとする日の属する月の前月の初日から使用しようとする日の5日前までとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

5 委員会は、使用を許可したときは、西宮市立学校園使用許可書（以下「許可書」という。）を交付する。

(新規)

(使用許可及び減免の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該校園長が施設の使用を許可することができる。

(1) 学校が共催し、又は協賛して行われる校区内の地域団体の行事

(2) 当該校区内の地域団体が地域振興のために行う活動

2 校園長は、前項の規定により使用を許可したときは、委員会に報告をしなければならない。

第6条の2 校園長は、前条第1項の規定により施設の使用を許可したときは、その使用料

額し又は免除することができる。 2 校園長は、前項の規定により使用料を減額し又は免除したときは、委員会に報告をしなければならない。 (使用許可 <u>を行わない</u> 場合) 第7条 次の各号の一に該当する場合は、<u>使用許可を行わない。</u> (1) 学校教育上支障がある場合 (2) 管理上支障がある場合 (3) 営利を目的とする場合 (4) 政治活動を目的とする場合 (5) 宗教活動を目的とする場合 (6) その他委員会において、公益に反するおそれがあると認める場合 (7) 長期又は独占的な使用となるおそれがある場合 (使用者の遵守事項) 第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に<u>当たり</u>、校園長若しくは教頭又はこの者が不在のときはこれに<u>代わる</u>者（以下「<u>学校</u>管理者」という。）に<u>使用</u>許可書を提示し、その指示を受けなければならない。 2 使用者は、施設の使用に<u>当たり</u>、次の事項を遵守しなければならない。 (1) <u>使用</u>許可書記載事項を遵守すること。 (2) 許可された場所以外の場所に立ち入らないこと。 (3) 許可なく備品及び設備を使用しないこと。 (4) 許可なく火気を使用しないこと。 (5) 許可なく飲食しないこと。 (6) 許可なく寄付の募集、金銭の徴収等を行わないこと。 <u>削除</u> <u>(7)</u> 使用のための準備及び後始末は、使用者の責任において、使用許可時間内に行うこと。 <u>(8)</u> 学校運営上支障となるような行為をしないこと。 <u>(9)</u> <u>委員会又は</u>その他学校管理者の指示に従うこと。 【略】	を減額し又は免除することができる。 2 校園長は、前項の規定により使用料を減額し又は免除したときは、委員会に報告をしなければならない。 (使用許可 <u>しない</u> 場合) 第7条 次の各号の一に該当する場合は、<u>使用を許可しない。</u> (1) 学校教育上支障がある場合 (2) 管理上支障がある場合 (3) 営利を目的とする場合 (4) 政治活動を目的とする場合 (5) 宗教活動を目的とする場合 (6) その他委員会において、公益に反するおそれがあると認める場合 (7) 長期又は独占的な使用となるおそれがある場合 (使用者の遵守事項) 第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に<u>あたり</u>、校園長若しくは教頭又はこの者が不在のときはこれに<u>かわる</u>者（以下「管理者」という。）に許可書を提示し、その指示を受けなければならない。 2 使用者は、施設の使用に<u>あたり</u>、次の事項を遵守しなければならない。 (1) 許可書記載事項を遵守すること。 (2) 許可された場所以外の場所に立ち入らないこと。 (3) 許可なく備品及び設備を使用しないこと。 (4) 許可なく火気を使用しないこと。 (5) 許可なく飲食しないこと。 (6) 許可なく寄付の募集、金銭の徴収等を行わないこと。 <u>(7) 施設内で飲酒しないこと。</u> <u>(8)</u> 使用のための準備及び後始末は、使用者の責任において、使用許可時間内に行うこと。 <u>(9)</u> 学校運営上支障となるような行為をしないこと。 <u>(10)</u> その他学校管理者の指示に従うこと。 【略】
--	---

--	--